

周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市手数料条例の一部を改正する条例

周南市手数料条例（平成15年周南市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表その3 建築関係の表(5)の部ヨの項を同部リの項とし、同部ユの項を同部ラの項とし、同部ヤの項を同部ヨの項とし、同部モの項中「6,400円」を「6,500円」に改め、同項を同部ユの項とし、同部メの項中「建築の許可」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可」に、「238,000円」を「243,000円」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同項を同部ヤの項とし、同部ムの項中「一敷地内認定建築物以外の建築物」を「新築に係る一敷地内認定建築物以外の建築物又は増築等に係る一敷地内認定建築物」に、「238,000円」を「243,000円」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同項を同部モの項とし、同部ミの項中「238,000円」を「243,000円」に、「既存建築物を除く」を「建築等に係るものに限る」に改め、同項を同部メの項とし、同部マの項中「238,000円」を「243,000円」に改め、同項を同部ムの項とし、同部ソの項から同部ホの項までを同部チの項から同部ミの項までとし、同部セの項を同部ソの項とし、同項の次に次のように加える。

タ 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可	1件につき 160,000円
--------------------------------------	----------------

別表その3 建築関係の表(5)の部スの項を同部セの項とし、同部シの項中「第55

条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同項を同部スの項とし、同部サの項の次に次のように加える。

シ 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可	1件につき 160,000円
--------------------------------------	----------------

別表その3 建築関係の表(6)の部トの項を同部ナの項とし、同部チの項から同部テの項を同部ツの項から同部トの項とし、同部タの項中「6,400円」を「6,500円」に改め、同項を同部チの項とし、同部ソの項中「建築の認定」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定」に、「78,000円」を「79,000円」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同項を同部タの項とし、同部セの項中「78,000円」を「79,000円」に、「既存建築物を除く」を「建築等に係るものに限る」に改め、同項を同部ソの項とし、同部スの項中「78,000円」を「79,000円」に改め、同項を同部セの項とし、同部オの項から同部シの項までを同部カの項から同部スの項までとし、同部エの項の次に次のように加える。

オ 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定	1件につき 27,000円
--	---------------

別表その3 建築関係の表(14)の部エの項中「非住宅建築物」を「非住宅建築物等」に改め、同項を同部カの項とし、同部ウの項中「非住宅建築物」の次に「又は複合建築物に係る非住宅部分（以下「非住宅建築物等」という。）」を加え、同項を同部オの項とし、同部イの項中「（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）」を削り、「（住宅及び非住宅建築物が複合する建築物をいう。以下同じ。）のうち住宅部分」を「に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）」に改め、同項を同部エの項とし、同部アの項中「住宅」の次に「（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）」を加え、同項を同部イの項とし、同項の次に次のように加える。

ウ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以	申請に係る戸数が1戸のもの 1件につき 24,000円
-----------------------------	-----------------------------

<p>外の住宅をいう。以下同じ。)又は複合建築物(住宅及び非住宅建築物が複合する建築物をいう。以下同じ。)に係る住宅部分(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)</p>	申請に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 56,000円
	申請に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 66,000円
	申請に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 89,000円
	申請に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 126,000円
	申請に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 199,000円
	申請に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 325,000円
	申請に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 437,000円
	申請に係る戸数が301戸以上のもの 1件につき 451,000円

別表その3 建築関係の表(14)の部イの項の前に次のように加える。

<p>ア 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部、次の部、(17)の部、(18)の部及び(19)の部において「省令」という。)第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下この部、次の部、(17)の部及び(18)の部において「誘導仕様</p>	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 20,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 24,000円

<p>基準」という。)による認定に係るものに限る。)</p>	
--------------------------------	--

別表その3 建築関係の表(14)の部備考1中「共同住宅等」の次に「又は複合建築物に係る住宅部分」を加え、「イ」を「ウ又はエ」に、「非住宅建築物」を「非住宅建築物等」に、「ウ」を「オ」に改め、同部備考2中「非住宅建築物」を「非住宅建築物等」に、「ウ」を「オ」に、「エ」を「カ」に改め、同部備考3中「複合建築物の建築物全体及び住宅部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住宅部分及び非住宅部分について」を削り、「当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じ2の例により算定した額と当該複合建築物のうち住宅部分の戸数に応じ1」を「1の例により算定した額と2」に改め、同部備考11を同部備考13とし、同部備考10中「8の」を「10の」に、「9の」を「11の」に改め、同備考を同部備考12とし、同部備考9中「6」を「8」に、「7」を「9」に改め、同備考を同部備考11とし、同部備考8中「5」を「6又は7」に、「6」を「8」に改め、同備考を同部備考10とし、同部備考7中「エに」を「カに」に改め、同備考を同部備考9とし、同部備考6中「ウ」を「オ」に改め、同備考を同部備考8とし、同部備考5中「イ」を「エ」に改め、同備考を同部備考7とし、同部備考4中「ア」を「イ」に、「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関(以下この部、次の部、(17)の部、(18)の部及び(19)の部において「登録住宅性能評価機関」という。)が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この部及び次の部において「法」という。)第54条第1項各号(法第55条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この部及び次の部において「適合証」という。))」を「登録住宅性能評価機関が作成した適合証」に改め、同備考を同部備考5とし、同備考の次に次のように加える。

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 19,000円

- (2) 2戸以上5戸以下のもの 46,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの 50,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの 62,000円
- (5) 26戸以上50戸以下のもの 81,000円
- (6) 51戸以上100戸以下のもの 119,000円
- (7) 101戸以上200戸以下のもの 198,000円
- (8) 201戸以上300戸以下のもの 277,000円
- (9) 301戸以上のもの 280,000円

別表その3 建築関係の表(14)の部備考3の次に次のように加える。

4 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この部、次の部、(17)の部、(18)の部及び(19)の部において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この部及び次の部において「法」という。）第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この部及び次の部において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの 15,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの 19,000円

別表その3 建築関係の表(15)の部エの項中「非住宅建築物」を「非住宅建築物等」に改め、同項を同部カの項とし、同部ウの項中「非住宅建築物」を「非住宅建築物等」に改め、同項を同部オの項とし、同部イの項中「のうち住宅部分」を「に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）」に改め、同項を同部エの項とし、同部アの項中「住宅」の次に「（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）」を加え、同項を同部イの項とし、同項の次に次のように加える。

ウ 共同住宅等又は複合建築物 に係る住宅部分（誘導仕様基	変更に係る戸数が1戸のもの 1件につき 12,000円
---------------------------------	--------------------------------

準による認定に係るものに限 る。)	変更に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 28,000円
	変更に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 33,000円
	変更に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 45,000円
	変更に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 64,000円
	変更に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 100,000円
	変更に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 164,000円
	変更に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 219,000円
	変更に係る戸数が301戸以上のもの 1件に つき 226,000円

別表その3 建築関係の表(15)の部イの項の前に次のように加える。

ア 一戸建ての住宅（誘導仕様 基準による認定に係るものに 限る。）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 10,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 12,000円

別表その3 建築関係の表(15)の部備考1中「共同住宅等」の次に「又は複合建築物に係る住宅部分」を加え、「イ」を「ウ又はエ」に、「非住宅建築物」を「非住宅建築物等」に、「ウ」を「オ」に改め、同部備考2中「非住宅建築物」を「非住宅建築物等」に、「ウ」を「オ」に、「エ」を「カ」に改め、同部備考3中「、複合建築物の建築物全体及び住宅部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住宅部分及び非住宅部分について」を削り、「当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じ2の例により算定した額と当該複合建築物のうち住宅部分の戸数に応じ1」を「1の例により算定した額と2」

に改め、同部備考11を同部備考13とし、同部備考10中「8」を「10」に、「9」を「11」に改め、同備考を同部備考12とし、同部備考9中「6」を「8」に、「7」を「9」に改め、同備考を同部備考11とし、同部備考8中「5」を「6又は7」に、「6」を「8」に改め、同備考を同部備考10とし、同部備考7中「エに」を「カに」に改め、同備考を同部備考9とし、同部備考6中「ウ」を「オ」に改め、同備考を同部備考8とし、同部備考5中「イ」を「エ」に改め、同備考を同部備考7とし、同部備考4中「ア」を「イ」に改め、同備考を同部備考5とし、同備考の次に次のように加える。

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 9,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの 23,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの 25,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの 31,000円
- (5) 26戸以上50戸以下のもの 41,000円
- (6) 51戸以上100戸以下のもの 60,000円
- (7) 101戸以上200戸以下のもの 100,000円
- (8) 201戸以上300戸以下のもの 139,000円
- (9) 301戸以上のもの 140,000円

別表その3 建築関係の表(15)の部備考3の次に次のように加える。

4 アに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの 7,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの 9,000円

別表その3 建築関係の表(17)の部アの項中「非住宅建築物又は複合建築物に係る非住宅部分(以下「非住宅建築物等」という。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部及び(19)の

部において「省令」という。)」を「非住宅建築物等(省令)に改め、同部オの項中「のうち」を「に係る」に改め、「算出しないもの」の次に「(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)」を加え、同項を同部クの項とし、同部エの項中「のうち」を「に係る」に改め、「算出するもの」の次に「(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)」を加え、同項を同部カの項とし、同項の次に次のように加える。

キ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 53,000円
	申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 73,000円
	申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 125,000円
	申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 203,000円

別表その3 建築関係の表(17)の部ウの項中「住宅」の次に「(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)」を加え、同項を同部エの項とし、同項の次に次のように加える。

オ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 162,000円
	申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 181,000円
	申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 233,000円
	申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 311,000円

別表その3 建築関係の表(17)の部イの項の次に次のように加える。

ウ 一戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 20,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
---------------------------------	--

	の 1 件につき 21,000円
--	------------------

別表その3 建築関係の表(17)の部備考2中「、複合建築物の建築物全体及び住宅部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について、又は複合建築物の建築物全体並びに住宅部分及び非住宅部分について」を削り、「のうち」を「に係る」に、「エ又はオ」を「オからクまでのいずれか」に改め、同部備考9を同部備考12とし、同部備考8中「6又は7」を「7から10までのいずれか」に改め、同備考を同部備考11とし、同部備考7中「オ」を「ク」に改め、同備考を同部備考10とし、同部備考6中「エ」を「カ」に改め、同備考を同部備考8とし、同備考の次に次のように加える。

9 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 4戸以下のもの 43,000円
- (2) 5戸以上15戸以下のもの 53,000円
- (3) 16戸以上45戸以下のもの 80,000円
- (4) 46戸以上のもの 123,000円

別表その3 建築関係の表(17)の部備考5中「ウ」を「エ」に改め、同備考を同部備考6とし、同備考の次に次のように加える。

7 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 4戸以下のもの 152,000円
- (2) 5戸以上15戸以下のもの 161,000円
- (3) 16戸以上45戸以下のもの 188,000円
- (4) 46戸以上のもの 231,000円

別表その3 建築関係の表(17)の部備考4の次に次のように加える。

5 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市

長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 15,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 16,000円

別表その3 建築関係の表(18)の部オの項中「のうち」を「に係る」に、「(令和4年9月30日以前に建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請がされている場合は設計一次エネルギー消費量とする。)」を「を算出しないもの」を「を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)」に改め、同項を同部クの項とし、同部エの項中「のうち」を「に係る」に、「(令和4年9月30日以前に建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請がされている場合は設計一次エネルギー消費量とする。)」を「を算出するもの」を「を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)」に改め、同項を同部カの項とし、同項の次に次のように加える。

キ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 27,000円
	申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 36,000円
	申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 63,000円
	申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 102,000円

別表その3 建築関係の表(18)の部ウの項中「住宅」の次に「(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)」を加え、同項を同部エの項とし、同項の次に次のように加える。

オ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの	申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 81,000円
	申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 91,000円

(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 118,000円
	申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 156,000円

別表その3 建築関係の表(18)の部イの項の次に次のように加える。

ウ 一戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 10,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 11,000円

別表その3 建築関係の表(18)の部備考3中「、複合建築物の建築物全体及び住宅部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について、又は複合建築物の建築物全体並びに住宅部分及び非住宅部分について」を削り、「のうち」を「に係る」に、「エ又はオ」を「オからクまでのいずれか」に改め、同部備考10を同部備考13とし、同部備考9中「7又は8」を「8から11までのいずれか」に改め、同備考を同部備考12とし、同部備考8中「オ」を「ク」に改め、同備考を同部備考11とし、同部備考7中「エ」を「カ」に改め、同備考を同部備考9とし、同備考の次に次のように加える。

10 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 4戸以下のもの 22,000円
- (2) 5戸以上15戸以下のもの 26,000円
- (3) 16戸以上45戸以下のもの 40,000円
- (4) 46戸以上のもの 62,000円

別表その3 建築関係の表(18)の部備考6中「ウ」を「エ」に改め、同備考を同部備考7とし、同備考の次に次のように加える。

8 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係

る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 4戸以下のもの 76,000円
- (2) 5戸以上15戸以下のもの 81,000円
- (3) 16戸以上45戸以下のもの 95,000円
- (4) 46戸以上のもの 116,000円

別表その3 建築関係の表(18)の部備考5の次に次のように加える。

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの 7,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの 8,000円

別表その3 建築関係の表(19)の部ウの項及びエの項中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同部オの項から同部クの項までの規定中「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同部備考1中「のうち」を「に係る」に改める。

別表その4 開発関係の表中(9)の部及び(10)の部を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表その3 建築関係の表(5)の部及び(6)の部の改正規定 令和5年4月1日
- (2) 別表その4 開発関係の表(9)の部及び(10)の部を削る改正規定 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「改正法」という。)の施行の日(令和5年5月26日)

(経過措置)

2 前項第2号の規定の施行の際現に改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。)第3条第1項の規定による指定がされ

ている宅地造成工事規制区域（以下「旧宅地造成工事規制区域」という。）の区域内における宅地造成に関する工事及び工事の計画の変更の許可申請に係る手数料については、前項第2号の規定の施行の日から起算して2年を経過する日（その日までに改正法による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第4項の規定による公示がされた区域内にある旧宅地造成工事規制区域にあつては、当該公示の日の前日）までの間（以下「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。

- 3 旧宅地造成工事規制区域の区域内において行われる宅地造成に関する工事について旧法第8条第1項本文（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可（経過措置期間の経過前にされた都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を含む。）を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事及び工事の計画の変更の許可申請に係る手数料については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

(参 考)

周南市手数料条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係） その1 税関係・その2 戸籍等関係（略） その3 建築関係		別表（第2条関係） その1 税関係・その2 戸籍等関係（略） その3 建築関係	
手数料を徴収する事項		手数料を徴収する事項	
手数料の金額		手数料の金額	
(略)		(略)	
(5) 建築物建築等の許可申請	ア～コ (略)	(5) 建築物建築等の許可申請	ア～コ (略)
	サ 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号（同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の許可		(略)
	(略)		シ 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可
			1件につき 160,000円

現行

シ 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可	(略)
ス (略)	
セ 建築基準法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可	(略)
ソ～ホ (略)	
マ 建築基準法第86条第3項の規定に基づく建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の	1件につき 238,000円 (建築物の数が3以上である場合にあっては、2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額)

改正案

ス 建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可	(略)
セ (略)	
ソ 建築基準法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可	(略)
タ 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可	1件につき 160,000円
チ～ミ (略)	
ム 建築基準法第86条第3項の規定に基づく建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の	1件につき 243,000円 (建築物の数が3以上である場合にあっては、2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額)

現行

高さその他の構造に関する特例の許可	を <u>238,000円</u> に加算した額)
ミ 建築基準法第86条第4項の規定に基づく建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造に関する特例の許可	1件につき <u>238,000円</u> (建築物 (<u>既存建築物を除く。</u>) の数が2以上である場合にあっては、1を超える建築物 (<u>既存建築物を除く。</u>) の数に28,000円を乗じて得た額を <u>238,000円</u> に加算した額)
ム 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく <u>一敷地内認定建築物以外</u> の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可	1件につき <u>238,000円</u> (建築物 (<u>一敷地内認定建築物を除く。</u>) の数が3以上である場合にあっては、2を超える建築物 (<u>一敷地内認定建築物を除く。</u>) の数に28,000円を乗じて得た額を <u>238,000円</u> に加算した額)

改正案

高さその他の構造に関する特例の許可	を <u>243,000円</u> に加算した額)
メ 建築基準法第86条第4項の規定に基づく建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造に関する特例の許可	1件につき <u>243,000円</u> (建築物 (<u>建築等に係るものに限る。</u>) の数が2以上である場合にあっては、1を超える建築物 (<u>建築等に係るものに限る。</u>) の数に28,000円を乗じて得た額を <u>243,000円</u> に加算した額)
モ 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく <u>新築</u> に係る <u>一敷地内認定建築物以外</u> の建築物又は増築等に係る <u>一敷地内認定建築物</u> の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可	1件につき <u>243,000円</u> (建築物 (<u>新築又は増築等に係るものに限る。</u>) の数が3以上である場合にあっては、2を超える建築物 (<u>新築又は増築等に係るものに限る。</u>) の数に28,000円を乗じて得た額を <u>243,000円</u> に加算した額)

現行			改正案		
	<p>メ 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の<u>建築の許可</u></p>	<p>1件につき <u>238,000円</u> (建築物 (<u>一敷地内許可建築物を除く。</u>) の数が3以上である場合にあつては、2を超える建築物 (<u>一敷地内許可建築物を除く。</u>) の数に28,000円を乗じて得た額を<u>238,000円</u>に加算した額)</p>	<p>ヤ 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の<u>新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可</u></p>	<p>1件につき <u>243,000円</u> (建築物 (<u>新築又は増築等に係るものに限る。</u>) の数が3以上である場合にあつては、2を超える建築物 (<u>新築又は増築等に係るものに限る。</u>) の数に28,000円を乗じて得た額を<u>243,000円</u>に加算した額)</p>	
	<p>モ 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく建築物の許可の取消し</p>	<p>1件につき 現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を<u>6,400円</u>に加算した額</p>	<p>ユ 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく建築物の許可の取消し</p>	<p>1件につき 現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を<u>6,500円</u>に加算した額</p>	
	<p>ヤ～ヨ (略)</p>		<p>ヨ～リ (略)</p>		
(6) 建築物等の認定申請	<p>ア～ウ (略)</p>		<p>ア～ウ (略)</p>		
	<p>エ 建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定</p>	<p>(略)</p>	<p>エ 建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定</p>	<p>(略)</p>	
			<p>オ 建築基準法第52</p>	<p>1件につき 27,000円</p>	

現行

オ～シ (略)		
ス 建築基準法第86条第1項の規定に基づく建築物に関する特例の認定	1件につき <u>78,000円</u> (建築物の数が3以上である場合にあっては、2を超える建築物の数を28,000円を乗じて得た額を <u>78,000円</u> に加算した額)	
セ 建築基準法第86条第2項の規定に基づく建築物に関する特例の認定	1件につき <u>78,000円</u> (建築物(既存建築物を除く。)の数が2以上である場合にあっては、1を超える建築物(既存建築物を除く。)の数を28,000円を乗じて得た額を <u>78,000円</u> に加算した額)	

改正案

条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定	
カ～ス (略)	
セ 建築基準法第86条第1項の規定に基づく建築物に関する特例の認定	1件につき <u>79,000円</u> (建築物の数が3以上である場合にあっては、2を超える建築物の数を28,000円を乗じて得た額を <u>79,000円</u> に加算した額)
ソ 建築基準法第86条第2項の規定に基づく建築物に関する特例の認定	1件につき <u>79,000円</u> (建築物(建築等に係るものに限る。)の数が2以上である場合にあっては、1を超える建築物(建築等に係るものに限る。)の数を28,000円を乗じて得た額を <u>79,000円</u> に加算した額)

現行			改正案		
	<p>ソ 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の<u>建築の認定</u></p>	<p>1件につき <u>78,000円</u> (建築物 (<u>一敷地内認定建築物を除く。</u>) の数が2以上である場合にあっては、1を超える建築物 (<u>一敷地内認定建築物を除く。</u>) の数に28,000円を乗じて得た額を<u>78,000円</u>に加算した額)</p>		<p>タ 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の<u>新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定</u></p>	<p>1件につき <u>79,000円</u> (建築物 (<u>新築又は増築等に係るものに限る。</u>) の数が2以上である場合にあっては、1を超える建築物 (<u>新築又は増築等に係るものに限る。</u>) の数に28,000円を乗じて得た額を<u>79,000円</u>に加算した額)</p>
	<p>ト 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく建築物の認定の取消し</p>	<p>1件につき 現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を<u>6,400円</u>に加算した額</p>		<p>チ 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく建築物の認定の取消し</p>	<p>1件につき 現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を<u>6,500円</u>に加算した額</p>
	<p>チ～ト (略)</p>			<p>ツ～テ (略)</p>	
<p>(略)</p>			<p>(略)</p>		
<p>(14) 低炭素建築物新築等 (新築又は増築、</p>	<p>ア 一戸建ての住宅</p>	<p>(略)</p>	<p>(14) 低炭素建築物新築等 (新築又は増築、改築、修</p>	<p>ア 一戸建ての住宅 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省令・国土交通省令</p>	<p>床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 20,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 24,000円</p>

現行

改正案

改築、修繕若しくは模様替え若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修をいう。以下この部及び次の部において同じ。) 計画認定申請

繕若しくは模様替え若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修をいう。以下この部及び次の部において同じ。) 計画認定申請

第1号。以下この部、次の部、(17)の部、(18)の部及び(19)の部において「省令」という。) 第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下この部、次の部、(17)の部及び(18)の部において「誘導仕様基準」という。)による認定に係るものに限る。)

イ 一戸建ての住宅
(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)

(略)

ウ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住

申請に係る戸数が1戸のもの 1件につき
24,000円

現行

改正案

宅以外の住宅をいう。以下同じ。) 又は複合建築物(住宅及び非住宅建築物が複合する建築物をいう。以下同じ。)に係る住宅部分(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)

申請に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 56,000円
 申請に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 66,000円
 申請に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 89,000円
 申請に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 126,000円
 申請に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 199,000円
 申請に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 325,000円
 申請に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 437,000円
 申請に係る戸数が301戸以上のもの 1件につき 451,000円

現行

改正案

<p><u>イ</u> <u>共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）又は複合建築物（住宅及び非住宅建築物が複合する建築物をいう。以下同じ。）のうち住宅部分</u></p>	<p>（略）</p>
<p><u>ウ</u> <u>非住宅建築物のうち工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自動車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをいう。以下この部及び次の部において同じ。）の用に供す</u></p>	<p>（略）</p>

<p><u>エ</u> <u>共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）</u></p>	<p>（略）</p>
<p><u>オ</u> <u>非住宅建築物又は複合建築物に係る非住宅部分（以下「非住宅建築物等」という。）のうち工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自動車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類</u></p>	<p>（略）</p>

現行		改正案	
	る部分		するものをいう。 以下この部及び次の部において同じ。)の用に供する部分
	エ <u>非住宅建築物</u> のうち工場等の用に供する部分以外の部分	(略)	カ <u>非住宅建築物等</u> のうち工場等の用に供する部分以外の部分
備考		備考	
<p>1 共同住宅等について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の戸数に応じ<u>イ</u>に定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面積を<u>非住宅建築物</u>のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ<u>ウ</u>に定める額を合算した額とする。</p> <p>2 <u>非住宅建築物</u>について申請する場合の手数料の金額は、当該<u>非住宅建築物</u>のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じ<u>ウ</u>に定める額と当該<u>非住宅建築物</u>のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積</p>		<p>1 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じ<u>ウ</u>又は<u>エ</u>に定める額と当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分のうち共用部分の床面積を<u>非住宅建築物等</u>のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ<u>オ</u>に定める額を合算した額とする。</p> <p>2 <u>非住宅建築物等</u>について申請する場合の手数料の金額は、当該<u>非住宅建築物等</u>のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じ<u>オ</u>に定める額と当該<u>非住宅建築物等</u>のうち工場等の用に供する部分以外の部分の</p>	

現行	改正案
<p>の合計に応じ<u>エ</u>に定める額を合算した額とする。</p> <p>3 複合建築物の建築物全体について、<u>複合建築物の建築物全体及び住宅部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住宅部分及び非住宅部分について</u>申請する場合の手数料の金額は、<u>当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じ2の例により算定した額と当該複合建築物のうち住宅部分の戸数に応じ1の例により算定した額を合算した額とする。</u></p>	<p>床面積の合計に応じ<u>カ</u>に定める額を合算した額とする。</p> <p>3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、<u>1の例により算定した額と2の例により算定した額を合算した額とする。</u></p> <p>4 <u>アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この部、次の部、(17)の部、(18)の部及び(19)の部において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この部及び次の部において「法」という。）第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この部及び次の部において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</u></p>

現行

- 4 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この部、次の部、(17)の部、(18)の部及び(19)の部において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この部及び次の部において「法」という。）第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この部及び次の部において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。
- (1)・(2) (略)

改正案

- (1) 200平方メートル未満のもの 15,000円
 (2) 200平方メートル以上のもの 19,000円

- 5 イに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。
- (1)・(2) (略)

- 6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。
- (1) 1戸のもの 19,000円

現行

改正案

5 イに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)～(9) (略)

6 ウに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この部、次の部、(17)の部、(18)の部及び(19)の部において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (2) 2戸以上5戸以下のもの 46,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの 50,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの 62,000円
- (5) 26戸以上50戸以下のもの 81,000円
- (6) 51戸以上100戸以下のもの 119,000円
- (7) 101戸以上200戸以下のもの 198,000円
- (8) 201戸以上300戸以下のもの 277,000円
- (9) 301戸以上のもの 280,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)～(9) (略)

8 オに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この部、次の部、(17)の部、(18)の部及び(19)の部において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

現行

(1)～(7) (略)

7 エに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)～(7) (略)

8 1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、5の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。

9 2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、6の例により算定した額と7の例により算定した額を合算した額とする。

10 3の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの（以下この部、次の部、(17)の部、(18)の部及び(19)の部において「登録判定評価機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、8の例により算定した額と9の例により算定

改正案

(1)～(7) (略)

9 カに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)～(7) (略)

10 1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、6又は7の例により算定した額と8の例により算定した額を合算した額とする。

11 2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、8の例により算定した額と9の例により算定した額を合算した額とする。

12 3の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの（以下この部、次の部、(17)の部、(18)の部及び(19)の部において「登録判定評価機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、10の例により算定した額と11の例により算定

現行			改正案		
した額を合算した額とする。			した額を合算した額とする。		
11 (略)			13 (略)		
(15) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請	ア 一戸建ての住宅	(略)	(15) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請	ア 一戸建ての住宅 (誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 10,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 12,000円
				イ 一戸建ての住宅 (誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)	(略)
				ウ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)	変更に係る戸数が1戸のもの 1件につき 12,000円 変更に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 28,000円 変更に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 33,000円

現行

改正案

イ 共同住宅等又は 複合建築物のうち 住宅部分	(略)	

	変更に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 45,000円 変更に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 64,000円 変更に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 100,000円 変更に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 164,000円 変更に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 219,000円 変更に係る戸数が301戸以上のもの 1件につき 226,000円
エ 共同住宅等又は 複合建築物に係る 住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）	(略)

現行		改正案	
	<p><u>ウ</u> <u>非住宅建築物</u>のうち工場等の用に供する部分</p>	(略)	
	<p><u>エ</u> <u>非住宅建築物</u>のうち工場等の用に供する部分以外の部分</p>	(略)	
備考		備考	
<p>1 共同住宅等について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の戸数に応じ<u>イ</u>に定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面積を<u>非住宅建築物</u>のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ<u>ウ</u>に定める額を合算した額とする。</p> <p>2 <u>非住宅建築物</u>について申請する場合の手数料の金額は、当該<u>非住宅建築物</u>のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じ<u>ウ</u>に定める額と当該<u>非住宅建築物</u>のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じ<u>エ</u>に定める額を合算した額とする。</p>		<p>1 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等又は<u>複合建築物</u>に係る住宅部分の戸数に応じ<u>ウ</u>又は<u>エ</u>に定める額と当該共同住宅等又は<u>複合建築物</u>に係る住宅部分のうち共用部分の床面積を<u>非住宅建築物等</u>のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ<u>オ</u>に定める額を合算した額とする。</p> <p>2 <u>非住宅建築物等</u>について申請する場合の手数料の金額は、当該<u>非住宅建築物等</u>のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じ<u>オ</u>に定める額と当該<u>非住宅建築物等</u>のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じ<u>カ</u>に定める額を合算した額とする。</p>	

現行

3 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住宅部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住宅部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じ2の例により算定した額と当該複合建築物のうち住宅部分の戸数に応じ1の例により算定した額を合算した額とする。

4 アに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)・(2) (略)

改正案

3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、1の例により算定した額と2の例により算定した額を合算した額とする。

4 アに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 7,000円

(2) 200平方メートル以上のも 9,000円

5 イに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)・(2) (略)

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分

現行

改正案

5 イに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)～(9) (略)

6 ウに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)～(7) (略)

に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 9,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの 23,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの 25,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの 31,000円
- (5) 26戸以上50戸以下のもの 41,000円
- (6) 51戸以上100戸以下のもの 60,000円
- (7) 101戸以上200戸以下のもの 100,000円
- (8) 201戸以上300戸以下のもの 139,000円
- (9) 301戸以上のもの 140,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)～(9) (略)

8 オに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)～(7) (略)

現行

7 エに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)～(7) (略)

8 1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、5の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。

9 2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、6の例により算定した額と7の例により算定した額を合算した額とする。

10 3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、8の例により算定した額と9の例により算定した額を合算した額とする。

11 (略)

(略)

改正案

9 カに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)～(7) (略)

10 1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、6又は7の例により算定した額と8の例により算定した額を合算した額とする。

11 2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、8の例により算定した額と9の例により算定した額を合算した額とする。

12 3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、10の例により算定した額と11の例により算定した額を合算した額とする。

13 (略)

(略)

現行

(17) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請

ア 非住宅建築物又は複合建築物に係る非住宅部分（以下「非住宅建築物等」という。）
（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部及び(19)の部において「省令」という。）第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この部及び次の部において「モデル建物法基準」という。）による認定に係るものに限る。）

(略)

イ 非住宅建築物等
 （モデル建物法基

(略)

改正案

(17) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請

ア 非住宅建築物等
（省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この部及び次の部において「モデル建物法基準」という。）による認定に係るものに限る。）

(略)

イ 非住宅建築物等
 （モデル建物法基

(略)

現行

改正案

準による認定に係るものを除く。)

ウ 一戸建ての住宅

(略)

準による認定に係るものを除く。)

ウ 一戸建ての住宅
(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)

床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 20,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 21,000円

エ 一戸建ての住宅
(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)

(略)

オ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)

申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 162,000円
申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 181,000円
申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 233,000円
申請に係る戸数が46戸以

現行

改正案

エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの

(略)

カ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの (誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)

上のもの 1件につき
311,000円

(略)

キ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの (誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)

申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき
53,000円
申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 73,000円
申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 125,000円
申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき

現行		改正案	
			203,000円
オ 共同住宅等又は複合建築物のうち住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの	(略)	ク 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)	(略)
備考		備考	
<p>1 (略)</p> <p>2 複合建築物の建築物全体について、<u>複合建築物の建築物全体及び住宅部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について、又は複合建築物の建築物全体並びに住宅部分及び非住宅部分について</u>申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住宅部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。</p>		<p>1 (略)</p> <p>2 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。</p>	

現行

3・4 (略)

5 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)・(2) (略)

改正案

3・4 (略)

5 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 15,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 16,000円

6 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)・(2) (略)

7 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 152,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 161,000円

(3) 16戸以上45戸以下のもの 188,000円

(4) 46戸以上のもの 231,000円

現行

6 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)～(4) (略)

7 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)～(4) (略)

8 2の場合における申請書に、登録判定評価機関が作

改正案

8 カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)～(4) (略)

9 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 43,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 53,000円

(3) 16戸以上45戸以下のもの 80,000円

(4) 46戸以上のもの 123,000円

10 クに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)～(4) (略)

11 2の場合における申請書に、登録判定評価機関が作

現行

成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、3又は4の例により算定した額と6又は7の例により算定した額を合算した額とする。

9 (略)

(18) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請

ア (略)

イ 非住宅建築物等
(モデル建物法基準による認定に係るものを除く。)

(略)

ウ 一戸建ての住宅 (略)

改正案

成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、3又は4の例により算定した額と7から10までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。

12 (略)

(18) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請

ア (略)

イ 非住宅建築物等
(モデル建物法基準による認定に係るものを除く。)

(略)

ウ 一戸建ての住宅
(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)

床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 10,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 11,000円

エ 一戸建ての住宅
(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)

(略)

現行

改正案

			<p>オ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）</p>	<p>申請に係る戸数が4戸以下のもの 1件につき 81,000円 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 91,000円 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 118,000円 申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 156,000円</p>
	<p>エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量（令和4年9月30日以前に建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請がされている場合は設計一次エネルギー消</p>	<p>（略）</p>	<p>カ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）</p>	<p>（略）</p>
			<p>キ 共同住宅等又は</p>	<p>申請に係る戸数が4戸以</p>

現行

改正案

費量とする。)を算出するもの

オ 共同住宅等又は複合建築物のうち住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量(令和4年9月30日以前に建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請がされている場合は設計一次エネルギー消費量とする。)を

(略)

複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)

ク 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)

下のもの 1件につき
27,000円
申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき 36,000円
申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき 63,000円
申請に係る戸数が46戸以上のもの 1件につき 102,000円

(略)

現行

算出しないもの

備考

1・2（略）

3 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住宅部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について、又は複合建築物の建築物全体並びに住宅部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住宅部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。

4・5（略）

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付が

改正案

備考

1・2（略）

3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。

4・5（略）

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 7,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 8,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付が

現行

ある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)・(2) (略)

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)～(4) (略)

改正案

ある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)・(2) (略)

8 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 76,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 81,000円

(3) 16戸以上45戸以下のもの 95,000円

(4) 46戸以上のもの 116,000円

9 カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)～(4) (略)

10 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数

現行		改正案									
<p><u>8</u> <u>オ</u>に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>9</u> <u>3</u>の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、<u>4</u>又は<u>5</u>の例により算定した額と<u>7</u>又は<u>8</u>の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p><u>10</u> (略)</p>		<p>料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) <u>4</u>戸以下のもの 22,000円</p> <p>(2) <u>5</u>戸以上15戸以下のもの 26,000円</p> <p>(3) <u>16</u>戸以上45戸以下のもの 40,000円</p> <p>(4) <u>46</u>戸以上のもの 62,000円</p> <p><u>11</u> <u>ク</u>に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>12</u> <u>3</u>の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、<u>4</u>又は<u>5</u>の例により算定した額と<u>8</u>から<u>11</u>までの<u>いずれか</u>の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p><u>13</u> (略)</p>									
(19) 建築物のエネルギー消費性能に	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">ア・イ (略)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ウ 一戸建ての住宅 (省令第1条第1項第2号イ)</td> <td style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> </table>	ア・イ (略)		ウ 一戸建ての住宅 (省令第1条第1項第2号イ)	(略)	(19) 建築物のエネルギー消費性能に	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">ア・イ (略)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ウ 一戸建ての住宅 (省令第1条第1項第2号イ(2)及</td> <td style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> </table>	ア・イ (略)		ウ 一戸建ての住宅 (省令第1条第1項第2号イ(2)及	(略)
ア・イ (略)											
ウ 一戸建ての住宅 (省令第1条第1項第2号イ)	(略)										
ア・イ (略)											
ウ 一戸建ての住宅 (省令第1条第1項第2号イ(2)及	(略)										

現行			改正案		
係る認定申請	(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。)		係る認定申請	び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。)	
	エ 一戸建ての住宅(省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。)	(略)		エ 一戸建ての住宅(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。)	(略)
	オ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの(省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。)	(略)		オ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。)	(略)
	カ 共同住宅等であ	(略)		カ 共同住宅等であ	(略)

現行

改正案

現行		改正案	
	<p>って、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの（省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。）</p>		<p>って、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。）</p>
キ	<p>共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。）</p>	(略)	<p>キ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。）</p>
ク	<p>共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー</p>	(略)	<p>ク 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー</p>

現行		改正案	
	一消費量を算出しないもの（省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。）		一消費量を算出しないもの（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。）
備考		備考	
<p>1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住宅部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。</p> <p>2～10 (略)</p>		<p>1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。</p> <p>2～10 (略)</p>	
(略)		(略)	
その4 開発関係		その4 開発関係	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額

現行		改正案	
(略)		(略)	
(8) 優良住宅の認定申請	(略)	(8) 優良住宅の認定申請	(略)
(9) 宅地造成の工事の許可申請	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	切土又は盛土をする土地の面積（以下この項において「面積」という。）が500平方メートル未満のもの 1件につき 12,000円 面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件につき 21,000円 面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 31,000円 面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 47,000円 面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	

現行

改正案

の 1 件につき 67,000円

面積が10,000平方メートル以上
20,000平方メートル未満の
もの 1 件につき110,000円

面積が20,000平方メートル以上
40,000平方メートル未満の
もの 1 件につき 170,000円

面積が40,000平方メートル以上
70,000平方メートル未満の
もの 1 件につき 250,000円

面積が70,000平方メートル以上
100,000平方メートル未満の
もの 1 件につき 340,000円

面積が100,000平方メートル以上
のもの 1 件につき
420,000円

(10) 宅地
造成工事
の計画の
変更の許

宅地造成等規
制法第12条第
1項の規定に
基づく宅地造

変更許可申請 1 件につき 次
に掲げる額を合算した額。た
だし、その額が420,000円を超
えるときは、420,000円

現行

改正案

可申請

成に関する工
事の計画の変
更許可の申請
に対する審査

(ア) 宅地造成工事に関する設計の変更（（イ）のみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積

（（イ）に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ（９）の例により算定した額に10分の1を乗じて得た額

(イ) 切土又は盛土をする土地の面積の増加を伴う変更については、増加した面積に応じ（９）の例により算定した額

(ウ) その他の変更については10,000円

現行	改正案
その5 消防関係・その6 その他 (略)	その5 消防関係・その6 その他 (略)